

柳川市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

令和7年3月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹

柳川市監査委員 浦川 和久

令和6年度
(2024年度)

行政監査結果報告書

「団体運営費補助金の交付について」

令和7年3月

柳川市監査委員

(目 次)

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の期間	1
4	監査の対象	1
5	監査の方法	1
6	監査の着眼点	2
7	監査を実施した監査委員名	2
第2	監査の結果	3
1	補助金等の意義(定義)	3
2	補助金等の法的な定め	3
	(1) 補助金等に関する法律の定め	3
	(2) 本市の補助金等に関する定め	3
3	補助金等の交付事務の流れ	4
4	団体運営費補助金の交付	5
	(1) 款別交付状況	5
	(2) 所管部別交付状況	5
5	補助金調査	6
	(1) 補助金の概要	6
	(2) 交付要綱等の制定状況	7
	(3) 令和5年度交付事務手続き等	8
	(4) 団体事務局	11
	(5) 補助金の交付状況	12
	(6) 令和5年度団体決算状況	13
	(7) 補助事業の効果	15
	(8) 今後の補助金交付方針等	15
第3	現状と課題	16
第4	むすび	19
資料編		20
資料1	令和5年度団体運営費補助金一覧表	20
資料2	団体運営費補助金調査票	22

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

団体運営費補助金の交付について

2 監査の目的

補助金等については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上必要があるか否かは、市長及び議会が認定することとなるが、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であることが認められなければならないとされている。また、公益性の有無の判断とともに、行政施策としての妥当性の判断も重要となる。

本市においても、公益的な観点から様々な分野で補助金を交付しているが、団体が実施する社会的・文化的・経済的な事業活動や団体の運営費等に対して団体運営費補助金を交付している。

補助金は、本来、団体を存続させるためではなく、団体の事業活動が公益性を有することから補助するものであり、補助金交付には市税をはじめとする貴重な財源で賄われていることから、交付する根拠については、市民の十分な理解を得ることが必要とされる。

しかしながら、定期監査においては、団体運営費補助金について、所管課の審査が不十分なもの、補助対象経費が不明確なものなどが散見されるとともに、補助金を毎年度交付しているにもかかわらず、交付要綱がないものなど改善すべき課題が少なからず見受けられる。

このようなことから、団体運営費補助金に着目してその実態を把握し、今後の補助金交付事務の適正な執行に資することを目的として行政監査を実施するものである。

3 監査の期間

令和6年9月26日（木）～ 令和7年3月31日（月）

4 監査の対象

令和5年度に市単独で団体に対し補助金を交付しているもののうち、団体の運営に係る経費の一部または全部を補助している団体運営費補助金を監査対象とする。

なお、柳川市補助金等審査委員会が平成19年1月26日に答申した「補助金等の見直しについて(提言書)」(以下「提言書」という。)で「団体運営費」と分類した基準を参考とする。

5 監査の方法

関係部局に対して、団体運営費補助金調査票の作成と関係資料の提出を求め、必要に応じて補助内容等の聴取を行う。

6 監査の着眼点

- (1) 補助金交付要綱等は適正に定められているか。
- (2) 補助金の交付事務は適正に行われているか。
- (3) 補助事業の実績審査(効果検証含む)は適正に行われているか。
- (4) 必要に応じて補助金の見直しが行われているか。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀樹

浦川 和久

- (注) 1 構成比(%)は、小数点以下第1位までの表示とし、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 2 構成比は、合計が100%となるように調整した。

第2 監査の結果

1 補助金等の意義(定義)

「補助金」とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価（反対給付）なくして支出するものである。

「交付金」とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものである。

「負担金」とは、法令又は契約等によって地方公共団体が負担するもので、特定の事業について、地方公共団体が特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部を支出する場合や、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成団体で取り決められた費用を支出する場合などである。

2 補助金等の法的な定め

(1) 補助金等に関する法律の定め

① 憲法第89条

補助金等の支出については、憲法第89条で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」との制約がある。

② 地方自治法第232条の2

地方自治法第232条の2で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、普通地方公共団体が寄附または補助をすることができるのは、「その公益上必要がある場合」に限られる。

また、「その公益上必要がある場合」の判断については、「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要があるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」（行政実例昭和28年6月29日自行行発第186号）とされている。

なお、地方公共団体の補助金の交付決定は、一般的に、行政処分ではなく、負担付贈与契約とされている。

(2) 本市の補助金等に関する定め

本市の補助金等に関する一般的な定めは、以下のとおりである。

① 柳川市補助金等交付規則

補助金等の交付の申請、決定等に関する事項、その他補助金等に係る予算の執行に関する事項を定めることにより、その適正な執行を図ることを目的として制定されており、補助金等の交付申請から補助金等額の確定までの事務手続など、基本的事項について規定されている。

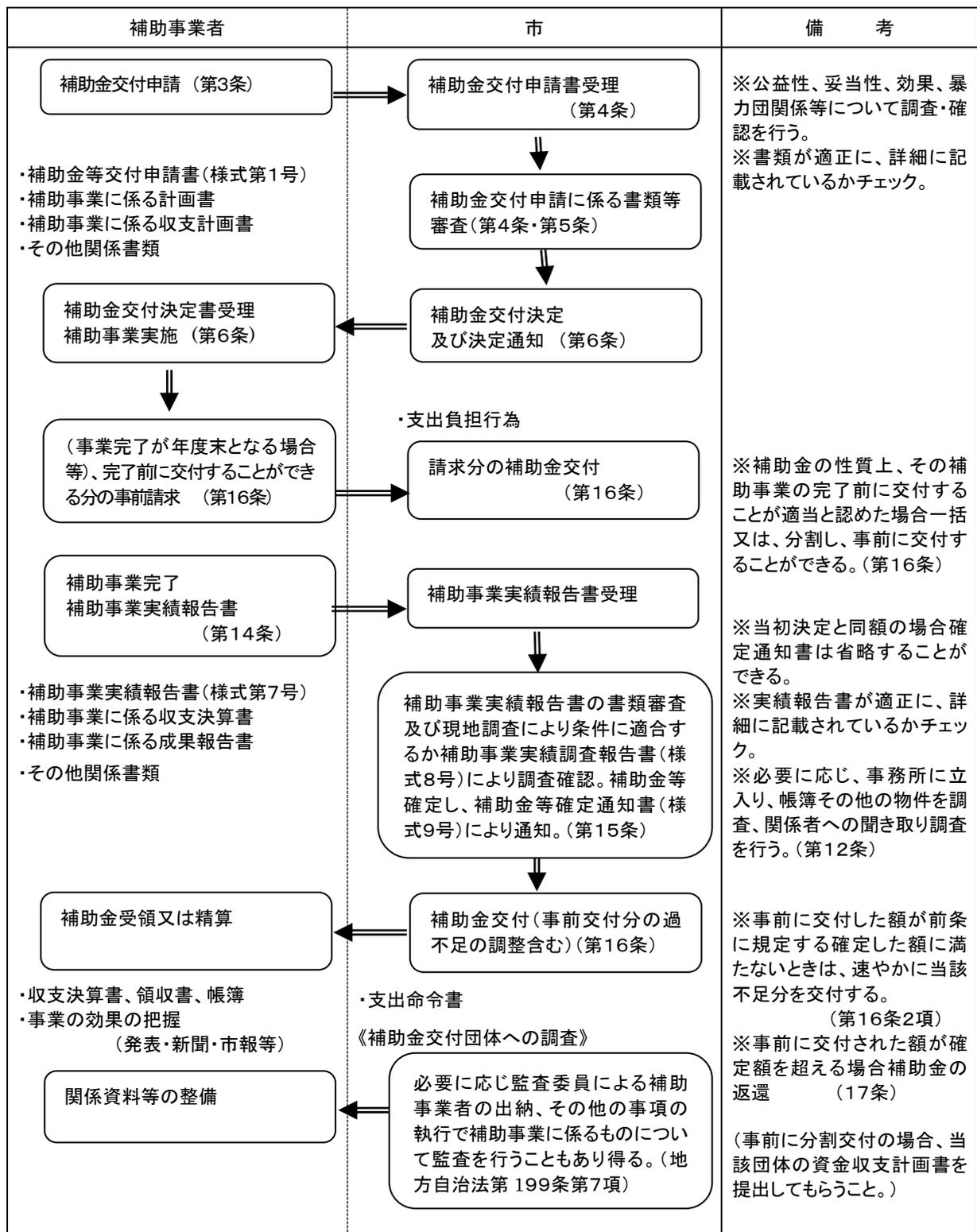
② 柳川市補助金等審査委員会規則

柳川市の行財政改革を推進するため、市長の諮問に応じ、柳川市が交付する補助

金等について審査し、適正かつ公正な方策を答申するために設置され、審査会の委員等の組織などが規定されている。

3 補助金等の交付事務の流れ

柳川市補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)による一般的な補助金等交付事務の流れは次のとおりである。



※各種団体等への適正な補助金交付について(令和6年3月28日付市財政課長通知)より抜粋

4 団体運営費補助金の交付

(1) 款別交付状況

令和5年度の款別の交付状況は、次のとおりである。

団体運営費補助金については57件、207,531,934円で、補助金の件数は、農林水産業費の14件が最も多く、以下、民生費12件、総務費及び教育費が各10件の順となっている。

また、補助金額が大きいのは、総務費の67,246,000円で、このうち54,073,000円は行政区活動助成金である。以下、民生費58,622,598円、教育費24,804,835円となっている。

なお、特別会計及び公営企業会計では該当する補助金はない。

款	件数	補助金(円)
議会費	-	-
総務費	10	67,246,000
民生費	12	58,622,598
衛生費	3	17,118,180
労働費	1	413,000
農林水産業費	14	12,359,000
商工費	4	23,005,000
土木費	-	-
消防費	3	3,963,321
教育費	10	24,804,835
計	57	207,531,934

(2) 所管部別交付状況

令和5年度の所管部別の交付状況は、次のとおりである。

補助金の件数は、産業経済部の19件が最も多く、以下、保健福祉部14件、総務部及び教育部が各10件の順になっている。

また、補助金額は、総務部が65,006,000円で最も大きく、以下、保健福祉部61,740,778円、産業経済部35,777,000円となっている。

部名	件数	補助金(円)
総務部	10	65,006,000
市民部	1	14,000,000
保健福祉部	14	61,740,778
建設部	-	-
産業経済部	19	35,777,000
大和庁舎	1	2,340,000
三橋庁舎	-	-
教育部	10	24,804,835
消防本部	2	3,863,321
計	57	207,531,934

5 補助金調査

令和5年度に交付された7部17課の57件の補助金について、調査票を配布し、回答を求めた。1補助金で交付団体が複数の場合は、調査票の提出を補助金額の大きい団体から10団体までとしたため、調査票の件数は、交付団体すべての集計とはなっていない。

補助金交付団体が複数の補助金は、次のとおりである。

補助金57件中7件が複数の団体に補助金を交付しており、交付団体の総数は471件となる。

そのうち、今回の調査件数の総数については112件である。

■ 補助金件数

(単位:件)

内容	補助金	交付団体	調査票提出
交付団体が1団体の補助金	50	50	50
交付団体が複数団体の補助金	7	421	62
計	57	471	112

■ 交付団体が複数の補助金

(単位:件)

補助金名	交付団体	調査票提出
地区等運営補助金	20	10
行政区活動助成金	323	10
柳川市交通安全協会分会補助金	21	10
福祉医療協力補助金	2	2
柳川市校区公民館補助金	18	10
市内文化団体補助金	10	10
柳川市少年スポーツクラブ助成金	27	10
計	421	62

なお、集計結果の概要は、次のとおりであるが、各調査項目の割合については、項目内容によって、総数(分母)を補助金総数57件又は団体総数112件のどちらかで算出した。

(1) 補助金の概要

① 補助金の開始年度

補助金の開始年度を区分すると、次のとおりである。

合併(平成17年3月21日)以前に補助を開始しているものが47件(82.4%)と最も多く、「平成21年度～平成25年度」、「平成26年度～平成30年度」、「平成31年度～令和5年度」ともに3件(5.3%)となっている。

区分	件数	割合(%)
平成17年度以前(合併前)	47	82.4
平成17年度	0	0.0
平成18年度～平成20年度	1	1.7
平成21年度～平成25年度	3	5.3
平成26年度～平成30年度	3	5.3
平成31年度～令和5年度	3	5.3
計	57	100.0

② 補助金の終期設定

補助金の終期設定については、次のとおりである。

設定「有」がわずか2件(3.5%)で、設定「無」が55件(96.5%)となっており、ほとんどの補助金が終期を設定していない。

設定の有無	件数	割合(%)
設定「有」	2	3.5
終期 令和9年度	(1)	
終期 令和10年度	(1)	
設定「無」	55	96.5
計	57	100.0

(2) 交付要綱等の制定状況

① 交付要綱等制定

交付要綱等が制定されているものは15件(26.3%)で、制定されていないものが42件(73.7%)である。

区分	件数	割合(%)
制定	15	26.3
未制定	42	73.7
計	57	100.0

② 「制定」の場合 交付要綱等の内容

交付要綱等を制定している15件について、交付要綱等に、補助金の目的、対象経費、算定方法、補助割合、上限額及び終期の規定状況を集計すると、次のとおりである。

目的は15件(100.0%)、対象経費は13件(86.7%)、補助金上限は7件(46.7%)、算定方法は4件(26.7%)、補助割合は1件(6.7%)で、終期については規定されていない。

補助金総数 57 件に対する割合については、要綱等制定が全体の 26.3%であるため、すべてそれ以下の割合となる。

区分		制定「有」15件中		総数(57件)に対する 規定割合
		規定	未規定	
目的	件数	15	0	
	割合(%)	100	0	26.3
対象経費	件数	13	2	
	割合(%)	86.7	13.3	22.8
算定方法	件数	4	11	
	割合(%)	26.7	73.3	7.0
補助割合	件数	1	14	
	割合(%)	6.7	93.3	1.8
補助金上限	件数	7	8	
	割合(%)	46.7	53.3	12.3
終 期	件数	0	15	
	割合(%)	0	100.0	0.0

③ 「未制定」の場合 今後の制定予定

未制定 42 件のうち、交付要綱等の制定を予定しているものは 6 件(14.3%)で、予定していないが 36 件(85.7%)である。

また、制定を予定している 6 件すべて令和 6 年度に制定予定としている。

区分	件数	割合(%)
制定予定「有」	6	14.3
制定予定「無」	36	85.7
計	42	100.0

(3) 令和 5 年度交付事務手続き等

① 交付申請及び決定

交付申請は、交付規則第 3 条において、申請者は交付申請書に、事業計画書、収支計画書等の書類を添えて市長に申請しなければならないとしている。

また、交付決定は、交付規則第 4 条において、申請書を受理したときは書類の審査等を行い、交付が法令等に違反していないか、事業内容が適正かどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、交付を認めた時は、速やかに交付の決定をしなければならないとしている。

令和 5 年度の交付申請及び交付決定時期は、次のとおりである。

令和 5 年度の交付申請時期は、4 月から 6 月までが 83 件(74.1%)、7 月から 9 月までが 24 件(21.4%)であるため、前期で 107 件(95.5%)申請されている。

交付決定時期は、4 月から 6 月までが 77 件(68.7%)、7 月から 9 月までが 30 件(26.8%)で、交付決定も前期で 107 件(95.5%)となっており、申請から交付決定ま

で期間を要しているものはほとんどない。

また、交付決定額については、すべて交付申請額と同額である。

なお、変更申請及び変更交付決定については、112件のうち2件(1.8%)が申請及び決定されている。

区分	交付申請		交付決定	
	申請件数	割合(%)	決定件数	割合(%)
4～6月	83	74.1	77	68.7
7～9月	24	21.4	30	26.8
10～12月	4	3.6	4	3.6
1～3月	1	0.9	1	0.9
計	112	100.0	112	100.0

申請額と決定額	件数	割合(%)
同額である	112	100.0
同額ではない	0	0.0
合計	112	100.0

② 交付申請添付書類

交付申請は、申請書に事業計画書、収支計画書等の書類を添えて申請するように交付規則に規定されているが、その内訳は、次のとおりである。

事業計画書と収支計画書は必ず添付すべき書類であるが、事業計画書が1件提出されていない。

また、その他の8件については、団体総会資料や会員名簿等である。

添付書類	事業計画書	収支計画書	その他
件数	111	112	8
割合(%)	99.1	100.0	7.1

③ 交付決定事務審査

交付決定事務審査の方法については、次のとおりである。

書類審査のほかにヒアリングを75件(67.0%)、現地調査を2件(1.8%)実施している。

事務審査	書類審査	ヒアリング	現地調査	その他
件数	112	75	2	0
割合(%)	100.0	67.0	1.8	0.0

④ 実績報告及び補助金額の確定

実績報告は、交付規則第14条において、補助事業者は補助事業が完了したときは、直ちに補助事業実績報告書に収支決算書、成果報告書等を添えて市長に提出しなけれ

ばならないとされている。

また、補助金の額の確定は、交付規則第15条において、実績報告を受けた場合、市長は報告書等の審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合するかどうかを補助事業実績調査報告書により調査確認し、適合すると認めたときは、補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書により、補助事業者に通知しなければならないとされている。

なお、事業の完了期限は、地方公共団体の会計年度所属区分について、地方自治法第208条第1項に「毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」と定められているため、令和5年度の完了期限は、「令和6年3月31日」までである。

実績報告及び補助金額の確定の時期は、次のとおりである。

令和5年度の実績報告の時期は、令和6年3月までの会計年度中の提出が13件(11.6%)、令和6年4月から5月までの出納整理期間中の提出が64件(57.2%)、出納閉鎖後の令和6年6月以降の提出が35件(31.2%)である。

令和5年度の補助金の額の確定時期は、令和6年3月までの会計年度中の確定が10件(8.9%)、出納整理期間中の確定が37件(33.0%)、出納閉鎖後の令和6年6月以降の確定が65件(58.1%)である。

区分	実績報告		額の確定	
	報告件数	割合(%)	決定件数	割合(%)
令和5年8月	1	0.9	1	0.9
令和6年1月	1	0.9	1	0.9
令和6年2月	0	0.0		0.0
令和6年3月	11	9.8	8	7.1
令和6年4月	32	28.6	11	9.8
令和6年5月	32	28.6	26	23.2
令和6年6月	10	8.9	20	17.9
令和6年7月	5	4.4	15	13.4
令和6年8月	14	12.5	24	21.4
令和6年9月	3	2.7	3	2.7
令和6年10月	3	2.7	3	2.7
計	112	100.0	112	100.0

⑤ 実績報告添付書類

実績報告は報告書に成果報告書、収支決算書等の書類を添えて提出するように交付規則に規定されているが、その内訳は、次のとおりである。

成果報告書と収支決算書は必ず添付すべき書類であるが、成果報告書が3件提出されていない。

また、領収証等が9件(8.0%)、その他は17件(15.2%)で、その他については、団体総会資料、活動写真、会員名簿等である。

添付書類	成果報告書	収支決算書	領収書等	その他
件数	109	112	9	17
割合(%)	97.3	100.0	8.0	15.2

⑥ 実績調査

実績調査の方法については、次のとおりである。

書類審査の他にヒアリングを72件(64.3%)、現地調査を12件(10.7%)実施している。

実績調査	書類審査	ヒアリング	現地調査	その他
件数	112	72	12	0
割合(%)	100.0	64.3	10.7	0.0

⑦ 補助金等確定通知及び返還命令

補助金等確定通知の状況は、次のとおりである。

交付規則第15条には、交付決定額と確定額が同額の場合は通知を省略できる規定があるため、通知を省略したものが108件(96.4%)、通知したものが3件(2.7%)、不通知が1件(0.9%)となっている。

また、交付決定額と同額で補助金の額を確定したものは110件(98.2%)で、返還を命じたものは2件(1.8%)となっている。

額確定	通知省略	通知	不通知	計
件数	108	3	1	112
割合(%)	96.4	2.7	0.9	100.0

確定額の状況	交付決定額と同額	補助金返還	計
件数	110	2	112
割合(%)	98.2	1.8	100.0

(4) 団体事務局

団体運営費補助金を交付している団体の事務局を市の所管課が担っている状況は、次のとおりである。

補助金57件中11件(19.3%)が団体事務局及び経理を担当している。そのうち経理担当者と補助金交付事務担当者を別担当としているものは4件(36.4%)であるが、同じ担当者で対応しているものは7件(63.6%)である。

現金、通帳、通帳印の管理については11件すべて鍵付きの場所で保管しているが、保管(管理)を2人以上としているものは9件(81.8%)であるため、2件(18.2%)につ

いては1人で保管(管理)している状況である。

また、団体が複数団体等で組織化されているものは4件(36.4%)である。

(補助金57件中)

区分	件数	割合(%)
団体事務局を所管課が担当	11	19.3

(対象11件中)

区分	件数	割合(%)
団体事務局の経理も担当	11	100.0
団体事務局経理担当と補助金交付事務担当は別担当	4	36.4
経理担当以外で通帳残高等証憑書類を確認	11	100.0
現金・通帳・通帳印の保管は2人以上	9	81.8
現金・通帳・通帳印は鍵付きの場所に保管	11	100.0
団体は複数団体等で組織化	4	36.4

(5) 補助金の交付状況

補助金の推移及び執行状況(調査件数 112 件の状況)

令和3年度から令和6年度の補助金予算額の推移は、次のとおりである。

令和6年度と令和3年度を比較すると0.2%減少している。

予算額の推移

(単位:円、%)

年度				増減額・増減率			
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	4年度-3年度	5年度-4年度	6年度-5年度	6年度-3年度
158,507,221	160,450,401	155,892,398	158,131,195	1,943,180	▲ 4,558,003	2,238,797	▲ 376,026
				1.2	▲ 2.9	1.4	▲ 0.2

令和3年度から令和5年度の補助金決算額は、次のとおりである。

令和5年度と令和3年度を比較すると0.8%増加している。

決算額の推移

(単位:円、%)

年度			増減額・増減率		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	4年度-3年度	5年度-4年度	5年度-3年度
153,353,485	157,501,978	154,512,614	4,148,493	▲ 2,989,364	1,159,129
			2.6	▲ 1.9	0.8

令和3年度から令和5年度までの補助金執行状況は、次のとおりである。
執行率は96%から99%を推移している。

補助金額の推移及び執行状況

(単位:円)

内容	予算額	決算額	不用額	執行率(%)
令和3年度	158,507,221	153,353,485	5,153,736	96.7
令和4年度	160,450,401	157,501,978	2,948,423	98.2
令和5年度	155,892,398	154,512,614	1,379,784	99.1
令和6年度	158,131,195			

令和6年度と令和3年度の補助金予算額の増減状況は、次のとおりである。
同額が71件(63.4%)、増額が22件(19.6%)、減額が19件(17.0%)となっている。

予算額(令和6年度-令和3年度)

区分	件数	割合(%)
同額	71	63.4
増額	22	19.6
減額	19	17.0
計	112	100.0

令和5年度と令和3年度の補助金決算額の増減状況は、次のとおりである。
同額が64件(57.1%)、増額が29件(25.9%)、減額が19件(17.0%)となっている。

決算額(令和5年度-令和3年度)

区分	件数	割合(%)
同額	64	57.1
増額	29	25.9
減額	19	17.0
計	112	100.0

(6) 令和5年度団体決算状況

① 会費等の自主財源について

団体の会費等の自主財源の「有・無」については、次のとおりである。

会費等で自主財源を確保している団体が88件(78.6%)で、24件(21.4%)が会費等の自主財源を確保していない。

会費等の自主財源を確保していない団体については、市補助金や市以外の補助金(寄附金含む)、団体の繰越金を財源として運営しているが、実績報告書に添付している収支決算書について、市補助金と補助対象経費のみで作成しているものも見受けられるため、団体全体の決算状況を把握できていない場合もあると推測される。

会費等自主財源	件数	割合(%)
有	88	78.6
無	24	21.4
計	112	100.0

② 団体歳入決算額の財源内訳について

歳入決算額に占める財源の内訳は、次のとおりである。

市補助金が占める割合で件数が多いものは「0%～20%未満」の59件(52.7%)で、次が「80%～100%」の20件(17.9%)である。20件中9件(8.0%)が市の補助金の割合が100%となっている。

市以外の補助金(寄附金含む)が占める割合で件数が多いものは「0%から20%未満」の92件(82.1%)で、次が「20%～40%未満」の9件(8.0%)である。

自主財源が占める割合で件数が多いものは「0%～20%未満」の47件(42.0%)で、次が「20%～40%未満」の25件(22.3%)となり、40%未満の合計が72件(64.3%)となっている。

前年度繰越金が占める割合で件数が多いものは「0%～20%未満」の57件(50.9%)で、次が「20%～40%未満」の26件(23.2%)である。

また、40%以上の合計は29件(25.9%)となっている。

決算額に占める割合(%)	市補助金		市以外の補助金(寄附金含む)		自主財源(会費・利息等)		前年度繰越金	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
0～20未満	59	52.7	92	82.1	47	42.0	57	50.9
20～40未満	19	17.0	9	8.0	25	22.3	26	23.2
40～60未満	7	6.2	5	4.5	13	11.6	22	19.6
60～80未満	7	6.2	3	2.7	15	13.4	7	6.3
80～100	20	17.9	3	2.7	12	10.7	0	0.0
計	112	100.0	112	100.0	112	100.0	112	100.0

③ 団体歳出決算額の内訳について

団体歳出決算額の内訳については、次のとおりである。

決算額に占める補助対象の割合で件数が多いものは「80%から100%」の75件(67.0%)である。75件中65件(58.0%)が補助対象の割合が100%となっている。

補助対象外の割合で件数が多いものは、「0%から20%未満」が75件(67.0%)である。

また、75件中65件(58.0%)が補助対象外の割合が100%となっている。

決算額に占める 割合(%)	補助対象		補助対象外	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)
0～20未満	5	4.5	75	67.0
20～40未満	9	8.0	5	4.5
40～60未満	18	16.0	18	16.0
60～80未満	5	4.5	9	8.0
80～100	75	67.0	5	4.5
計	112	100.0	112	100.0

④ 補助対象額に占める補助金の割合について

補助対象額に占める補助金の割合は次のとおりである。

件数が多いものは「80%から100%」の37件(33.0%)で、その内100%は20件(17.6%)である。

また、次に多いものは「0%～20%未満」の34件(30.4%)となっている。

補助対象額に占める 補助金割合(%)	件数	割合(%)
0～20未満	34	30.4
20～40未満	21	18.8
40～60未満	11	9.8
60～80未満	9	8.0
80～100	37	33.0
計	112	100.0

(7) 補助事業の効果

補助事業の効果の評価について「評価している」は47件(42.0%)で、「評価していない」は65件(58.0%)で、「評価している」が18件、16.0ポイント下回っている。

内容	件数	割合(%)
評価している	47	42.0
評価していない	65	58.0
計	112	100.0

(8) 今後の補助金交付方針等

① 令和元年度から令和5年度までの補助金の見直しについて

補助金の見直し状況については、次のとおりである。

見直し「有」は15件(13.4%)で、「無」が97件(86.6%)である。

見直した15件のうち「減額」が3件(20.0%)、「増額」が12件(80.0%)で、減額の見直しより増額の見直しが9件、60.0ポイント上回っている。

また、段階的に複数回の見直しを行っているものもあるため、累計では増額が42件、

減額が4件となっている。

見直し 「有・無」	件数	割合(%)
有	15	13.4
無	97	86.6
計	112	100.0

見直し「有」15件の内訳

内訳	件数	割合(%)
減額	3	20.0
増額	12	80.0
計	15	100.0

見直した年度(複数回見直しあり)

内容	減額(件)	増額(件)
元年度	0	0
2年度	0	10
3年度	1	10
4年度	1	12
5年度	2	10
計	4	42

② 補助金交付の今後の方針について

補助金交付の今後の方針については、次のとおりである。

補助金を「維持」が94件(83.9%)、「見直し」が17件(15.2%)、「廃止」が1件(0.9%)となっている。

今後の方針	件数	割合(%)
維持	94	83.9
見直し	17	15.2
廃止	1	0.9
計	112	100.0

第3 現状と課題

今回の監査については、補助金交付事務において、審査が不十分なもの、補助対象経費が不明確なものなど改善すべき課題が見受けられたため、団体運営費補助金に着目して調査を実施した。

調査の結果、補助金交付事務の適正な執行に資するためには、以下の改善や協議、検討を要する事項があると思われる。

① 補助金要綱等の制定

団体運営費の補助金要綱等については、約7割が要綱等を制定しておらず、その内約9割が制定する予定がないという回答を得ている。

また、制定はしていても、補助対象経費、算定方法、補助割合等を規定していないものも多く見受けられた。

交付決定の審査については、書類審査の他に約7割がヒアリングを実施しており、す

すべての補助金が、交付申請額と同額で交付決定がされている。

実績調査については、書類審査の他に約6割がヒアリング、約1割が現地調査を実施しており、一部返還を命令した補助金は112件中2件で、ほとんどが交付決定額と同額で補助金額を確定している。

補助金審査において、補助金要綱等が約7割制定されていない中で、「団体の事業や活動の公益性」、「補助金額の妥当性」、「補助対象経費の適切性」等をどのように判断して交付事務を執行しているのか疑問が生じるところである。

そのため、団体運営費補助金については、規則化は馴染まないとしても、交付する根拠をより明確にするため、補助の目的、対象経費、算定方法等を規定した個別の補助金交付要綱等の制定が求められる。

② 補助金の終期設定

団体運営費補助金は、団体の設立等で運営基盤が脆弱であるため、自立できるまでの間、運営費に対して補助することを目的としているが、公益上の必要性を認め、一度補助金を交付してしまうと、減額や廃止等の抜本的な見直しができず、継続して交付する傾向にある。

また、長期にわたり補助金に依存して、団体の自主自立や創意工夫を阻害している側面も否めない。

本市においても、合併前から継続して交付している補助金が8割を超えている現状を見れば例外ではない。

そのため、団体の自立を促すためにも補助金の終期を設定する必要がある。

③ 事業費補助金への転換

団体運営費については、本来、会費等の自主財源で賄うべきものである。

団体の設立時には自立を促すための補助が必要だとしても、運営が軌道に乗れば、団体が実施する公益上必要とされる事業に対して補助すべきであると考えられる。

そのため、団体運営費補助金から事業費補助金への転換を早急に図る必要がある。

④ 補助事業の実績報告

令和5年度に係る事業完了期限は、地方自治法第208条第1項の規定により、令和6年3月31日であるが、実績報告書の提出については、出納整理期間の5月が約3割、出納閉鎖後の6月以降も約3割となっている。

補助団体の中には、総会で決算の承認を受けてから実績報告書を提出されることもあるため、出納整理期間の5月や出納閉鎖後の提出が多い状況であるが、交付規則では、事業完了後、直ちに実績報告書を提出するように規定されているため、速やかに報告するよう、団体に対して指導すべきである。

⑤ 団体事務局を所管部署が担っている場合

補助金交付による財政的支援に加え、人的支援として、補助金を所管する部署で団体の事務局を担っている場合が全体の約2割である。その内、団体の事務局担当者と

補助金審査及び交付事務の担当者が同じ場合が約6割となっている。

補助金を活用する側と補助金を交付する側が同じ部署となることから、補助金の適正な審査を担保することが重要であり、担当者を分けて事業内容や補助対象経費、補助金額等を客観的に審査することが望まれる。

また、複数団体で組織されている団体の場合は、市が団体の事務局を担うことが必要かつ適正であるかという視点で、団体のあり方を再度検討する必要がある。

⑥ 団体の決算状況の検証

団体運営費については、本来、会費等の自主財源で賄うべきものであるが、約2割が自主財源を確保していない現状である。

また、団体の令和5年度歳入決算で歳入に占める財源内訳は、会費等の自主財源の割合20%未満が約4割、市補助金の割合40%以上が約3割、前年度繰越金の割合40%以上が約3割となっている。

そのため、団体の財政状況について、事業実施が可能な自主財源の確保ができないか、補助金が収入の多くを占め、補助金に依存する構造になっていないか、また、繰越金を多く有していないか等を把握し、補助金の必要性や補助金の見直し等について再度検証する必要がある。

⑦ 補助事業の評価・補助金の効果等の検証

補助事業の評価については、評価しているが約4割で、評価していないが約6割となっている。

また、評価や補助金継続について、ヒアリングや現地調査を実施している場合もあるが、実績報告書だけで判断しているものが約4割という現状である。

しかしながら、実績調査報告書の調査結果の欄には「1 事実と相違ありません」、「2 次の事項について相違がありました」、「[相違事項]」とあるだけで、ほとんどが「1」の事実と相違ないという報告であり、添付されている成果報告書には、活動名や行事名、実施年月日のみ記載され、具体的な成果の記載がない報告書も多く、そのような形式的な実績報告書で、補助事業の評価や補助金の効果等をどのように検証できるのか疑問が生じる。

そのため、評価基準等を設定し、事業の実施が目的に合致した成果を上げ、期待された効果や補助金額に見合う費用対効果が認められるか等、補助事業の評価や補助金交付による効果検証等を客観的かつ適正に行うことが必要である。

⑧ 補助金交付の指針となる交付基準(ガイドライン等)の制定

本市では、「各種団体等への適正な補助金交付について」の財政課長通知が毎年度なされており、通知には、補助金等交付に係る事務フローや交付申請及び実績報告書審査時のチェックポイント等が示されている。

補助金の予算については、予算査定において、財政課長の通知文書等を基準に協議されていると考えるが、令和元年度から令和5年度までの間、補助金の見直しを行っていない割合が約9割という結果を見れば、いつしか既存の補助水準の維持が目的化され、

②で述べたように、一度補助金が交付されると、額の変更や廃止等の見直しができず長期化、固定化している傾向がうかがえる。

また、補助金交付事務においても、前述の①から⑦までに示したように検討課題も山積みである。

このようなことから、本市の補助金に対する考え方を明確に示し、必要に応じて見直し等を行うとともに、交付手続きの適正化や効率性を高めるなどの改善を図っていかねばならないが、そのためには、財政課長通知だけではなく、評価基準や見直し基準等を盛り込んだ補助金交付の指針となる交付基準(ガイドライン等)の制定が緊要である。

第4 むすび

本市の全庁的な補助金の見直しについては、平成17年3月1日市2町合併後の同年11月に設置された柳川市補助金等審査委員会から、平成19年1月に提言書が提出され、平成19年度当初予算編成において、その提言書を基準に補助金の見直しが行われているが、その後現在に至るまで(約18年間)の間、社会経済情勢は大きく変化しているものの、全庁的な補助金の見直しは実施されていない。

令和7年度の当初予算については、4月に市長選挙が予定されているため、新規の施策は見送り、政策的経費を極力抑え、義務的経費、既存施設の維持管理費、継続事業を中心に計上された「骨格予算」で編成されている。

しかしながら、一般会計当初予算の総額は351億40百万円で、骨格予算であるにも関わらず、前年度より17億97百万円の増額(増加率5.4%)となっており、増額の主な要因は、扶助費や人件費といった義務的経費、物価高騰による物件費である。

本市の財政状況は、自主財源に乏しく、地方交付税に依存した体質であり、厳しい財政状況を鑑みると、限られた財源を有効に活用することが更に求められることから、補助金の交付に当たっては、これまでの事業を継続の理由とせず、その必要性を常に見極めることが重要である。

そのためには、柳川市補助金等審査委員会を設置し、その意見を踏まえるなどして、補助金交付の指針となる交付基準(ガイドライン等)を制定し、その基準に沿った客観的な視点で、全庁的な補助金の見直しについて早急に取り組む必要がある。

補助金は、公益上必要があると認められる事業について、市民の税金やその他貴重な財源で賄われていることから、交付にあたっては、市民への説明責任はもとより、費用対効果など常日頃から検証しながら、適正な事務処理に努められるとともに、最大の事業効果を発揮し、市民生活に大きく寄与されることを切望するものである。

■資料編

資料 1

令和5年度団体運営費補助金一覧表

No	所属名	款	項	目	補助金名	令和5年度決算額
1	人事秘書課	02	01	01	全日本同和会柳川支部活動費補助金	2,340,000
2	人事秘書課	02	01	01	福岡県地域人権運動連合会活動費補助金	100,000
3	総務課	02	01	01	人権擁護委員協議会補助金	272,000
4	総務課	02	01	01	柳川保護区保護司会補助金	645,000
5	総務課	02	01	01	地区等運営補助金	4,653,000
6	総務課	02	01	01	柳川市行政区活動助成金	54,073,000
7	総務課	02	01	11	交通安全協会分会補助金	945,000
8	総務課	02	01	11	交通安全推進協議会補助金	1,778,000
9	総務課	02	01	16	校区まちづくり協議会運営補助金	100,000
10	総務課	09	01	05	自主防災組織補助金	100,000
11	生活環境課	04	01	05	柳川市クリーン連合会補助金	14,000,000
12	福祉課	03	01	01	柳川市社会福祉協議会補助金	45,008,000
13	福祉課	03	01	01	BBS会補助金	38,000
14	福祉課	03	01	01	柳川市献血推進協議会補助金	450,000
15	福祉課	03	01	01	民生委員協議会補助金	2,249,000
16	福祉課	03	01	01	柳川市遺族会補助金	672,000
17	福祉課	03	01	03	柳川市聴覚障害者協会補助金	16,000
18	福祉課	03	01	03	柳川市身体障害者福祉協会補助金	566,000
19	子育て支援課	03	02	03	母子寡婦福祉会補助金	214,000
20	健康づくり課	04	01	01	南筑後食品衛生協会補助金	120,000
21	健康づくり課	04	01	01	福祉医療協力補助金	2,998,180
22	人権・同和对策室	03	01	09	部落解放同盟橋本支部活動費補助金	1,710,000
23	人権・同和对策室	03	01	09	部落解放同盟中山支部活動費補助金	3,240,000
24	人権・同和对策室	03	01	09	筑後地区解放会館運営費補助金	2,119,598
25	人権・同和对策室	03	01	09	部落解放同盟柳川支部活動費補助金	2,340,000
26	農政課	06	01	02	緑づくり推進協議会事業補助金	1,350,000
27	農政課	06	01	03	柳川市い業振興会補助金	550,000

No	所属名	款	項	目	補助金名	令和5年度決算額
28	農政課	06	01	03	認定農業者連絡協議会補助金	490,000
29	水路課	06	01	05	筑後東部第2期土地改良区事務費補助金	2,130,000
30	水路課	06	01	05	柳川南部土地改良区事務費補助金	1,039,000
31	水路課	06	01	05	柳川西部土地改良区事務費補助金	873,000
32	水路課	06	01	05	柳川北部土地改良区事務費補助金	1,170,000
33	水路課	06	01	05	大和干拓土地改良区事務費補助金	787,000
34	水路課	06	01	05	大和町土地改良区事務費補助金	1,463,000
35	水路課	06	01	05	三橋上庄土地改良区事務費補助金	1,022,000
36	水路課	06	01	06	大和町水利組合補助金	840,000
37	水産振興課	06	02	02	海苔研究会補助金	494,000
38	水産振興課	06	02	02	養鰻研究会補助金	86,000
39	水産振興課	06	02	02	潜水器協議会補助金	65,000
40	商工・ブランド振興課	05	01	01	柳川労働基準協会補助金	413,000
41	商工・ブランド振興課	07	01	02	商工会議所補助金	3,600,000
42	商工・ブランド振興課	07	01	02	商店街振興組合運営費補助金	122,000
43	商工・ブランド振興課	07	01	02	市商工会補助金	16,321,000
44	観光課	07	01	03	柳川市観光協会補助金	2,962,000
45	大和市民サービス課	02	01	01	全日本同和会大和町支部活動費補助金	2,340,000
46	学校教育課	10	01	05	柳川市学校図書館委員会補助金	5,928,500
47	生涯学習課	10	04	02	青少年育成市民会議補助金	1,971,000
48	生涯学習課	10	04	02	小中学校PTA連合会補助金	104,000
49	生涯学習課	10	04	02	柳川市子ども会育成連合会補助金	174,000
50	生涯学習課	10	04	03	柳川市文化協会補助金	718,000
51	生涯学習課	10	04	05	校区公民館補助金	10,851,335
52	生涯学習課	10	04	13	市内文化団体補助金	693,000
53	生涯学習課	10	05	01	柳川市体育協会補助金	2,205,000
54	生涯学習課	10	05	01	少年スポーツ育成補助金	540,000
55	人権・同和教育推進室	10	04	04	柳川市人権・同和教育研究協議会補助金	1,620,000
56	消防本部総務課	09	01	02	柳川市消防団運営交付金	713,321
57	消防本部総務課	09	01	02	分団運営交付金	3,150,000
合 計						207,531,934

資料 2

団体運営費補助金調査票

課名 _____

係名 _____

1 補助金概要について

補助金名称			
補助団体名			
補助金の目的			
補助金の対象経費			
補助金算定方法			
補助金開始年度	年度	※合併前からの場合、右セルに「〇」、左セルに「平成17年度」と入力する。	
補助金終期設定の「有無」	「有」の場合 終期年度 →	令和	年度
	「無」の場合 理由 →		

2 交付要綱等制定について

交付要綱等制定の「有無」		※柳川市補助金等交付規則除く。
--------------	--	-----------------

【制定「有」の場合】

名 称		
規定項目	「〇×」	規定内容(「〇」の場合)
目的を定めているか。		
対象経費を定めているか。		
算定方法を定めているか。		
補助割合を定めているか。		
補助金の上限を定めているか。		
終期を定めているか。		

【制定「無」の場合】

今後制定予定の「有無」	「有」の場合 予定年度 →	令和	年度
	「無」の場合 理由 →		

3 交付事務手続き等について

【令和5年度交付事務について】

(単位:円)

交付申請書收受日	令和 年 月 日	申請補助金額	
交付決定通知日	令和 年 月 日	決定補助金額	
交付(変更)申請書 收受日	令和 年 月 日	交付(変更)申請 補助金額	
交付(変更)決定 通知日	令和 年 月 日	交付(変更)決定 補助金額	
実績報告書收受日	令和 年 月 日		
実績調査報告日	令和 年 月 日		
額確定日	令和 年 月 日	確定補助金額	
返還命令日	令和 年 月 日	補助金返還額	

交付申請添付書類 (添付書類等に「○」)	事業計画書	収支予算書	その他		「その他」の書類等名
交付決定事務審査 (実施審査に「○」)	書類審査	ヒアリング	現地調査	その他	「その他」を具体的に
実績報告添付書類 (添付書類等に「○」)	成果報告書	収支決算書	領収書(写) 等証憑	その他	「その他」の書類名
実績調査 (実施調査に「○」)	書類審査	ヒアリング	現地調査	その他	「その他」を具体的に
額確定通知書送付状況 1.決定額と同額により通知を省略した 2.通知した 3.通知していない					

【団体事務局について】

団体事務局を所管課が担当している。		現金・通帳・通帳印の保管者は2人以上である。	
団体事務局の経理も担当している。		現金・通帳・通帳印は鍵付きの場所に保管している。	
団体事務局経理担当者と補助金交付事務担当者は別である。		複数団体等で組織化されている。	
経理担当者以外で通帳残高等証憑書類を確認している。			

※該当する場合は「○」を入力してください。

4 補助金の交付状況等について

【補助金】

(単位:円)

年度	補助金予算額	補助金決算額	不用額
令和3年度			0
令和4年度			0
令和5年度			0
令和6年度			

5 団体の決算状況について

【自主財源について】

会費等の「有無」	
----------	--

【歳入】

(単位:円,%)

年度	歳入		歳入決算内訳				歳入決算内訳(割合)			
	予算額	決算額	市補助金	市以外の助成金 (寄附含む)	自主財源(会費・利子等)	繰越金	市補助金	市以外からの助成金 (寄附含む)	自主財源(会費・利子等)	繰越金
令和5年度							#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
令和6年度						0	←5年度から6年度への繰越金			

【歳出】

(単位:円,%)

年度	歳出		歳出決算内訳		歳出決算内訳(割合)		補助対象額に占める 補助金の割合
	予算額	決算額	補助対象	補助対象外	補助対象	補助対象外	
令和5年度					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

6 補助金の効果について

【補助事業の効果について】

補助事業の効果を具体的に記載してください。			
補助事業の効果を評価しているか。 (①②のどちらか該当する欄に記載すること)	①している ⇒	どのような評価方法で実施しているか。	
	②していない ⇒	補助金継続をどのように判断しているか。	

7 今後の補助金交付方針等について

【令和元年度から令和5年度までの補助金等見直しについて】

見直しの「有無」		「有」の場合 時期	
見直した内容			見直した理由

【今後の方針について】

今後の方針 1.維持 2.見直し 3.廃止		その理由	
--------------------------	--	------	--